五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年1月4日

五泉市監査委員 柄沢 則夫 広野 甲

1. 監査の種類

定期監查

2. 措置を講じた対象

五泉小学校、川東小学校、橋田小学校、五泉中学校、川東中学校

3. 監査の期間

平成28年8月1日~平成28年8月30日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)

備品は、五泉市財産事務規則第58 条、第67条でその整理と現在高報告 について規定されている。備品台帳 及び現在高報告書は学校教育課でエ クセルシートにより一括整理されて いたが、備品と備品台帳と現在高報 告に差異が生じ、符合していないも のが見受けられた。学校の管理、教 育の充実のための備品であることを 認識し、有効活用を図るとともに、 緊急時に必要な物はすぐに使用でき るように適切な管理に努められた い。また、年数が経過し、古くて使 用に耐えることができない備品につ いては廃棄する等、併せて適正な管 理に努められたい。

措置内容

備品と備品台帳と現在高報告書の差 異については、入力内容を訂正し、確 認作業を終えました。今後は、再びの のようなことが起きないよう、学校の 事務職員等による共同実施で台帳整備 を行い、学校教育課職員が確認をする 方法に改めました。また、緊急時で に必要となる物については、各学校 適切に管理するよう周知しました。

教材備品で古くて使用に耐えること ができない備品の廃棄などについて は、十分精査の上、適正に処理するよ う努めてまいります。